

仕 様 書

1 業務名

令和4年度札幌市立学校における看護師配置事業 B

2 実施対象者

札幌市立学校に学籍を有し、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、主治医の指示内容が確認できる書面を有するもの。

3 業務実施者

受託者から派遣される看護師

※ 看護師は看護師免許を有し、看護師の職務経験を有するものとする。

4 業務内容

- (1) 看護師を派遣し、実施対象者に対して、経管栄養、導尿、注射等の定時に集中する医療的ケア及び短時間で可能な医療的ケアを行うほか、長時間の医療的ケアが必要な実施対象者については、その身体状況等を観察しながら必要に応じ、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、水分補給、胃ろう管理、気管カニューレ管理、酸素療法、てんかん発作の対応等の医療的ケアを行う。
- (2) 常に実施対象者の健康状態の把握に努め、実施対象者の主治医の指示書に従って、あらかじめ確認した医療的ケアに限って実施することとする。主治医による早急な診療が必要と判断した場合には、直ちに学校長に報告し、対応を協議する。
- (3) 履行時間は、原則として学校登校日のうち委託者が指定する時間とする。
- (4) 医療的ケアの実施体制等について、「札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務」に基づくサポート医師による助言・指導等を受けるほか、実施対象者の保護者、学校と必要に応じて打合せを実施する。
- (5) 実施対象者の主治医から医療的ケアの指示内容を直接受ける必要がある場合は、当該主治医が勤務する病院に訪問し、指示確認を行う。
- (6) 校外学習先への看護師派遣は、行程や必要経費等の詳細を基に委託者と協議し、可否について定めるものとする。

5 履行場所

- (1) 八軒北小学校 (札幌市西区八軒8条西6丁目)
- (2) 厚別北小学校 (札幌市厚別区厚別北2条3丁目)
- (3) 中の島小学校 (札幌市豊平区中の島2条1丁目)
- (4) 当該主治医が勤務する病院 ※必要な場合のみ
- (5) 校外学習先 ※委託者との協議により、可能と判断した場合のみ

6 履行期間等

- ・契約日から令和5年3月31日(金)まで
- ・原則として学校登校日の以下の時間帯に実施
- ※ 実施対象者の体調不良等の理由により、履行中止日が発生する可能性がある。

※ 履行中止又は日時変更の連絡は、原則として学校及び児童会館と受託者との間で行う。

- (1) 八軒北小学校
8時15分から14時25分まで
- (2) 厚別北小学校
8時15分から14時25分まで（月・水・金曜日）
- (3) 中の島小学校
8時15分から14時25分まで
- (4) 当該主治医が勤務する病院
訪問日は、必要に応じて別途調整する。
- (5) 校外学習
委託者との協議により、定めるものとする。

7 委託料

- (1) 看護師の配置時間の区分に応じた契約単価（固定分及び変動分）を定め、固定分は月ごと、それぞれの予定業務日数又は回数により、変動分は月ごとの実績日数又は回数により、支払うものとする。
- (2) 学校及び児童会館が受託者に対し、履行前日の午後5時まで（前日が土曜日、日曜日及び国民の祝日の場合、その前の平日の午後5時を連絡の期限とする。）に中止の連絡をした場合は、変動分は発生しないものとする。

8 移動費用

業務実施者の履行場所への移動費用については、委託者では負担しない。

9 連絡先

札幌市教育委員会学校教育部学びの支援担当課学びの支援係（担当者：大谷）
（札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階 TEL011-211-3851）

10 特記事項

- (1) 年間予定額を算出する際には、履行中止日が発生しない想定で見積もること。
- (2) 本仕様の内容は、実施対象者が医療的ケアを必要とする状況や主治医の指示内容の変更によって、見直す可能性がある。
- (3) 詳細については、事前に担当者に確認すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、各担当職員と協議の上、定めるものとする。